

## 論文の内容の要旨

農学国際専攻

平成 19 年度博士課程 入学

氏名 山内弘美

指導教官名 井上真

論文題目： 半乾燥地における参加型森林管理の有効性：  
ミャンマー共有林とケニア社会林業を事例として

本研究は、半乾燥地に着目し、参加型森林管理の有効性を「持続的森林管理の実現」「公平な森林管理の実現」「生活の安定・向上」の三つの視点から明らかにし、今後その有効性を高めるための提言を行うことを課題としている。

第 1 章では、研究の背景として参加型森林管理の変遷及び東南アジアの国々における参加型森林管理の取り組み状況を概観した。参加型森林管理は 1970 年代に導入されて以来、各時代における国際社会の課題や各国の森林を取り巻く情勢に応じて目的やスコープを変化させながら展開してきた。しかし、時代または国による違いを越えて、参加型森林管理は普遍的に「持続的森林管理の実現」「公平な森林管理の実現」「生活の安定・向上」を目指していると捉えられる。参加型森林管理により管理される森林面積及び参加型森林管理に参加する住民の数は増加しており、参加型森林管理は荒廃地の回復や地域住民への林産物の供給など一定の成果を挙げてきたが、一方で設立後の管理不履行や貧困層への裨益が不十分であることなどが指摘されている。

第 2 章では、参加型森林管理の有効性に関する問題意識を説明し、それに関する既存研究のレビューを行った。参加型森林管理の方が政府や企業による森林管理よりも有効であることは示されておらず、初期の社会林業の失敗原因も解決されていないにも関わらず、森林管理に住民の参加は不可欠ということが国際社会の共通認識となりつつある。参加型開発の言説に基づき、住民を計画作成に参加させれば計画どおり森林管理が実施され、ひいては持続的森林管理が実現されると考えられてきたが、計画策定と計画実施には乖離がみられる。参加型森林管理の導入により政府が独占してきた森林管理

に住民が関与する余地は拡大されたが、コミュニティレベルでは弱者の排除など新たな不公平が生じている。環境社会学やコモンズ論では弱者救済に関する議論も展開されてきたが、管理義務を果たすことが困難な弱者が排除される現実に対して有効な論理は示されていない。参加型森林管理は農民の生活戦略を考慮せずに、依然として農業や生計向上活動と切り離されて実施されている。

第3章では、第1章及び第2章を踏まえて研究課題を設定し、研究方法を示した。本研究では、半乾燥地における参加型森林管理の有効性を明らかにすることを課題とし、有効性を分析する視点として「持続的森林管理の実現」「公平な森林管理の実現」「生活の安定・向上」の3点を設定した。半乾燥地の森林は生態的、社会経済的に、かつ、グローバルな課題に対処するために極めて重要であるが、政府による管理は不十分であり、参加型森林管理が有力な手段として期待される。有効性の分析に先立ち、参加型森林管理を参加型森林管理ありきの議論から引き戻すために、森林管理における政府の関与をY軸、住民の関与をX軸とした森林管理の状態を示す四象限（P、G、C、A）を設定し、森林管理状態の変化に着目して参加型森林管理を類型化した（図1）。政府による森林管理が行われていた森林管理状態Gから参加型森林管理が行われる状態Pへ移行したG→Pタイプの参加型森林管理の事例としてミャンマー共有林を、政府による森林管理も住民による森林管理も行われていなかった状態CからPへ移行したC→Pタイプの参加型森林管理の事例としてケニア社会林業を取り上げて事例研究を行った。調査時点ではミャンマー中央乾燥地の共有林は管理実施に着手した段階であり、生活の安定・向上への貢献可能性を分析するには時期尚早であったため、ミャンマー共有林については持続的森林管理の実現及び公平な森林管理の実現の視点から分析した。一方、ケニア社会林業については小規模苗畑を事例として取り上げたが、小規模苗畑は基本的に持続的森林管理の実現に寄与するものであり、森林利用を巡るコンフリクトなどの不公平は生じ得ない。よって、ケニア社会林業については生活の安定・向上への貢献に焦点を当てて分析を行った。

第4章では、ミャンマー共有林について事例研究を行った。中央乾燥地において2006年10月時点で管理計画作成に着手していた59全ての利用者グループを対象として、2004年から2006年にかけて筆者を含む乾燥地共有林研修普及計画の普及支援チームが森林管理事務署及び利用者グループとの協議や共有林管理状況のモニタリング等を通じて収集したデータを用いて分析を行った。調査の結果、管理計画作成への参加と計画実施の間には関係は認められず、管理計画不履行理由の大半は参加型森林管理であることに起因していることが明らかになった。実施されている管理作業の55%は造林に関するものであるが植林しても生存率が低く、管理作業の実施は必ずしも持続的森林管理の実現につながらないことが示唆された。

公平な森林管理については、政府と住民は対等な立場で管理計画を協議していたことから両者の公平はある程度促進されたと判断される。コミュニティレベルでは利用者グループ組織化段階における公平は十分に確保されておらず、非メンバーが被る不便について配慮されていないことが明らかになった。他方、コミュニティの柔軟な制度運用により、弱者を排除せずに共有林を設立・管理しうる可能性が示された。利用者グループ内の公平は概ね確保されているが、参加型森林管理は村落の既存の力関係や慣習を越えて公平を促進するほどの効力はないことが示唆された。

第5章ではケニア社会林業についてキツイ県における女性グループによる小規模苗畑を取り上げ、事例研究を行った。社会林業の生活の安定・向上への貢献可能性を明らかにするためには、住民が社会林業を生活の中でどのように位置付けているのかを明らかにする必要がある。1987～1997年に実施されたケニア社会林業訓練計画では、キツイ県の5村70女性グループを対象に小規模苗畑を支援して

いたが、このうち4村8女性グループを対象として2001年7～8月に参加型調査手法を用いて調査を実施した。調査結果から小規模苗畑の位置付けは主要現金収入源、自給用苗木調達源などグループによって多様であり、その重要性は生活の他の活動との関わりを踏まえて認識されていることが明らかになった。また、生活の安定・向上へ貢献するためには小規模苗畑が継続される必要があると仮定されたので、その継続または中止に影響を及ぼす要因を分析した。その結果、継続または中止に影響を及ぼす要因は同じ四つのカテゴリー、「小規模苗畑の必要性」「外部支援」「資源配分」「活動の優先度」に分類され、女性グループはこれら四つのカテゴリーのバランスによって小規模苗畑の継続・中止を決定していることが示唆された。さらに、小規模苗畑は中止されても、植林や植林木を利用した菓の生産・販売、あるいは、個人苗畑の造成など形を変えて生活の安定・向上に寄与する可能性があることが明らかになった。

第6章では、二つの事例研究の結果を踏まえ、参加型森林管理の有効性について考察し、今後有効性を高めるための提言を行った。半乾燥地ではC→PあるいはA→Pタイプの参加型森林管理も少ないことが明らかになったが、それにも関わらずG→Pを前提とした制度が設計され、アプローチが採用されてきたことが参加型森林管理の有効性の発現を限定的なものにとどめてきた一因であると考えられる。半乾燥地では森林造成から着手しなければならない場合が多いが、住民だけでは森林造成は困難であることが明らかになったので、今後持続的森林管理を実現していくためには管理実施段階における政府の関与を強化することが提言される。参加型森林管理は制度としては規定された管理主体以外の住民を森林管理から排除する権利を与えるものであるが、コミュニティが制度を柔軟に運用することによって排除を回避しうることが示唆された。排除が生じる場合には、弱者に対して生活に最低限必要な利用を認めることにより社会的公正を確保すべきことが示唆された。ただし、このような弱者の排除回避や救済措置は、コミュニティにおける社会関係資本の成熟度によると考えられるので、社会関係資本が成熟していないコミュニティにおいて排除を回避するための仕組みづくりや不公平是正に向けた政府の関与が必要である。参加型森林管理は住民の生活において他の活動との関わりを踏まえて多様に位置付けられており、また、参加型森林管理によって導入された森林管理活動は中止されても、形を変えて生活の安定・向上に寄与する可能性があることが明らかになった。したがって、今後は参加型森林管理の生活の安定・向上への貢献は、森林管理活動から得られる林産物や現金収入の多寡からだけでなく、住民の認識を踏まえて生活全体の枠組の中で捉えることが適当であり、各住民やグループの意向に即したきめ細かい支援を行うことが重要である。今後の研究課題としては、研究の過程でA→Pタイプの参加型森林管理とコモンズとを比較しているうちに新たに浮かび上がってきた参加型森林管理の意義と課題、「参加型森林管理という制度を襲にした森林管理形骸化の危険性」「外発的制度故の排除性回避の可能性」「外部からの制度導入と政府と住民の管理作業の協働による自発的にはコモンズが発生し難い荒廃地におけるコモンズ設定の可能性」を検証していくことが挙げられる。

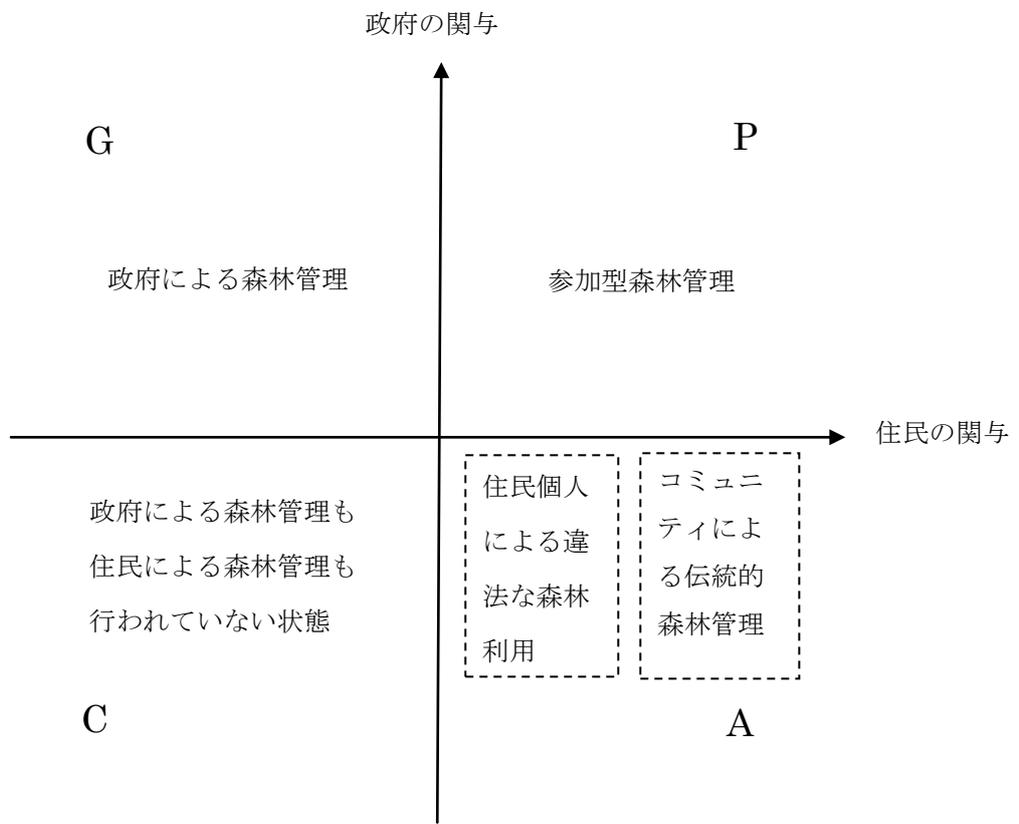


図1 参加型森林管理の類型図